

News & Topics

世界大都市弁護士会会議 フィラデルフィア大会報告

国際委員会 副委員長 山原 英治 (44期)

委員 中野 竹司 (59期)

1 フィラデルフィア大会概要

本年9月11日から13日まで3日間にわたり、フィラデルフィア弁護士会が主催して、世界大都市弁護士会会議（World City Bar Leaders；略称WCBL）がフィラデルフィア市内の3つの会場で開催された。

同会議には、世界の大都市の17の弁護士会の会長または次期会長を中心とした各都市の代表が集まり、前回同様盛り上がりを見せた。

会場であるフィラデルフィアは、米国合衆国独立宣言の街であり、古い町並みを残す美しい都市であった。

同会議は大都市の弁護士会が抱える諸問題を共有することを目的として創設され、2000年にニューヨーク・ondon・パリ・東京の4弁護士会が発起人となってニューヨークで開催されて以降開催してきたもので、今回が9回目の会議となる。

会議では、「裁判所と弁護士の倫理と懲戒」「安全保障とプライバシー」「バーンズ財団の法的歴史」「インターナショナル・ディスカバリー」「大災害への取り組み」「司法へのアクセス」「法律ビジネス」の7セッションが行われ活発な意見交換がなされた。

また、美術館や野球場等で開催されたレセプションやディナー等の機会では、各国の弁護士会の代表団と楽しい交流の時間を過ごすことができ、また昼間のセッションの内容について突っ込んだ議論がなされる場面もあった。

2 各セッションの様子

今回のフィラデルフィア大会では、1つのセッションについて1時間30分程度、主としてフィラデルフィア弁護士会の会員が交代でモデレーター（進行役）を務め、参加弁護士



会の弁護士によるプレゼンテーションを行い、全参加者が討議・意見交換をするという、インタラクティブなスタイルで進められた。また、各セッションのスピーカーのほとんどは、事前にパワーポイントや関連する資料を配布するなど、セッションを効率的に運営できるように努めていた。各セッションに割り当てられた時間はかなりきちんと守られていた。このセッションで配布された資料はWCBLのHPで見ることが出来る（<http://www.worldcitybars2014.com/>）。

これらのセッションの中で、今回最大の派遣人数を擁する東京弁護士会は最も活発に発表を行った弁護士会でもあった。スノーデン氏によって米国国家安全保障局の個人情報収集の手口が暴露されて以来の大きな関心が背景にある1日目の「安全保障とプライバシー」では、実際に米国的情報機関で働いていた弁護士によって安全保障上の理由で最低限の情報収集の必要性が強調され濫用懸念に対する反論がなされたが、当会からは平澤真国際委員会委員が日本の特定秘密保護法についてその制定の経緯と定義上の問題点、弁護士会の対応を報告したことによってこのテーマに対する議論に深みを与えることとなった。

2日目のセッションでは、「インターナショナル・ディスカバリー」でフィラデルフィア弁護士会側から多数人間で無防備に「情報共有」されている日本企業の米国ディスカバリー手続下での脆弱性が指摘されたが、早川吉尚国際委員会副委員長からは日本企業がディスカバリー手続で負担させられている過重な費用は必然ではない、例えば翻訳やアソシエート・レベルで行われる初期的な情報取扱選択を日本の弁護士側がサポートすることで軽減できるはずだ、とのユニークな分析が示され、これは訴訟を主導する米国弁護士側の報酬低減効もあることから活発な意見交換がなされることとなった。

次に、「大災害への取り組み」では、9.11やBPによるメキシコ湾海洋汚染などの被害者救済ファンド創設に大きな貢献をした著名弁護士Kenneth R. Feinberg氏がこのようなファンド創設を訴訟社会米国での「訴訟回避の必要性」で位置付けたのに対し、山原英治国際委員会副委員長は福島第一原発損害賠償問題を中心に、3.11以降過去3年間「迅速な被害者救済」を目的として当会・当会員ら日本の弁護士が諸活動を行い原賠ADR制度創設・運用に貢献してきたことを説明した。更に復興への課題や近時の訴訟状況などについて、被害者相談の実体験を交え様々な角度から報告を行った。

続く「司法へのアクセス」では、早川吉尚国際委員会副委員長が日本の多様なADR制度について報告し、ADR制度が司法へのアクセスに果たしている役割について報告を行った。

東京弁護士会員以外の参加者による報告内容を詳細に記



載する紙幅はないが、上述の他では、例えば米国の「バーンズ財団の法的歴史」ではフィラデルフィアが誇るバーンズ財団の美術品を巡る様々な法的ドラマが紹介されたのはユニークだった。また「法律ビジネス」のセッションでは、弁護士広告自由化が進んだ米国の現状、特にインターネットを通じた過激な弁護士広告の例（弁護士倫理に反した内容が放置されている）が紹介され、抑制的な広告状況を報告したフランクフルト、ジャカルタとの差異が甚だしかったこともあり、各国弁護士に衝撃を与えた。このように、非常に多岐にわたるテーマで、興味深い講演及び議論がなされた。

3 大都市弁護士会の紹介タイムと 東京オリンピックの紹介

ところで、WCBLでは、セッションの合間や、1日の終わりに、バー・プレゼンテーション・タイムと称して、各大都市弁護士会が自己紹介を行う時間が設けられている。今回も弁護士会の法的な位置づけ（例えば、フィラデルフィア弁護士会等、会員登録は任意である弁護士会は世界に珍しくない）、人数、会の組織、活動内容、課題などについて紹介があった。東京弁護士会は、財務担当責任者でもある栗林勉副会長自身が当会の財政規模や弁護士自治、東京弁護士会の運営について紹介し、各国弁護士会からは当会の規模の大きさに驚きの声が上がった。更に当会はこの紹介タイムとは別枠で2020年開催予定の東京オリンピックに関連して日本のイメージ映像を流し、各国の関心を喚起した。

4 世界大都市弁護士会会議の今後

次回会議はスペインのバルセロナ市で開催されることが決まっており、閉会直前の最終打ち合わせではバルセロナ弁護士会代表者から帰国後同会内で次回大会の日程について協議を行い連絡するとの発言があった。その打ち合わせでは強く立候補の意思を示す都市が無かったため次々回会議開催地は決まらなかったが、ここまで開催地の地理的動向を考慮するとアジア、特にWCBL創設メンバーである東京が有力候補であることは参加者内で認識が共有されたようである。